

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年10月12日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第19号

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約担当者の職務)</p> <p>第3条 <u>企業長又は企業長</u>により契約を締結する権限の委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）は、契約の締結に当たっては、常に公正を旨とし、その契約の履行の確保に努めなければならない。</p> <p>(随意契約ができる場合)</p> <p>第48条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき企業長の認定を受けたものに限る。）</p> <p>(9)～(17) 略</p>	<p>(契約担当者の職務)</p> <p>第3条 企業長により契約を締結する権限の委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）は、契約の締結に当たっては、常に公正を旨とし、その契約の履行の確保に努めなければならない。</p> <p>(随意契約ができる場合)</p> <p>第48条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 次に掲げる施設等において製作された物品等を当該施設等から買い入れる契約をするとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項</u>に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき企業長の認定を受けたものに限る。）</p> <p>(9)～(17) 略</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。